

委員提出資料

朝比奈委員 P 1

大西委員 P14

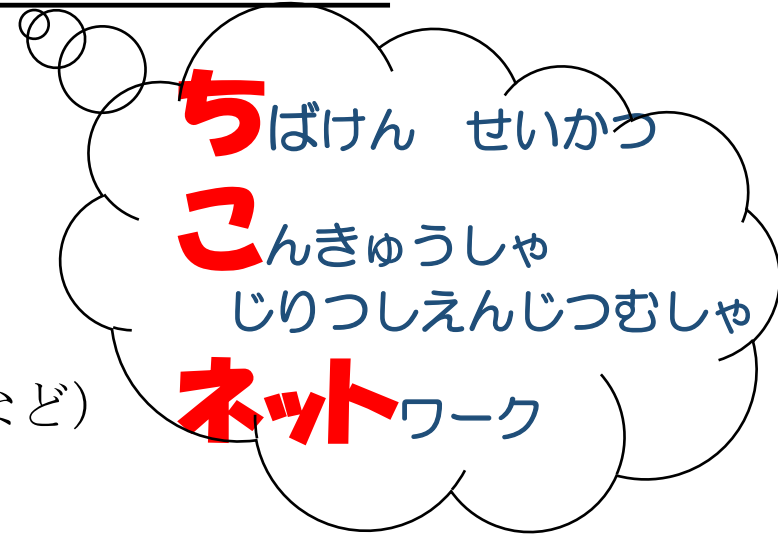
生水委員 P20

新保委員 P26

千葉県における 生活困窮者支援のネットワークづくり

千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク（ちこネット）会長
市川市生活サポートセンターそら・主任相談支援員 朝比奈ミカ

千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク



➤ 設 立 平成28年10月26日

➤ 会員数 223名 (R4.8.10現在)

➤ 会 員 千葉県内の生活困窮者自立支援制度の従事者が中心
その他、本制度に関わる実務者（行政、関係機関職員、弁護士など）

➤ 設立趣旨

本制度の理念の実現に向け、支援者が孤立せずいきいきと業務に取り組めるようにするとともに、生活困窮者へのより良い支援と地域づくりにつなげる。

➤ 会 費

会員種別	登録人数	金額（年額）
個人会員	1人	2,000円
事業所会員	1～5人	2,000円
	6～10人	10,000円
	11～20人	20,000円
	20人以上	40,000円
賛助会員	1人	2,000円

1. ちこネット設立の経過

○制度施行前

H26年度に千葉県・千葉県社協・中核地域生活支援センター連絡協が共催して「従事者養成研修（モデル事業国研修の伝達研修）」を開催。

○H27年度

中核センターの経験から広域のネットワーク組織の重要性を理解していた有志が集まり、行政・社協・他法人のキーパーソンに声をかけてH28年3月に準備会を発足させ、県研修の企画実施を後押し。

○H28年度

6月『千葉県生活困窮者支援実務者ミーティング～千葉から始めよう～』開催。
100名を超える参加者にアンケート、組織化に向けた意見集約。

10月 千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク 設立

2月『設立記念実務者ミーティング』を開催

2. ちこネットの活動

主な活動

- 運営委員会（定例：第3月曜日18時～20時）
- 実務者ミーティング（年2回）
- 人材育成（県の研修への協力 企画&講師&ファシリテーター）
- 広報・情報提供（ちこネットニュース・メールによる情報配信）
- 関係機関との連携（会議への出席，協働事業等）

【会則抜粋】（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 会員相互の連絡・交流・情報交換
- (2) 研修会及び研究会の開催
- (3) 生活困窮者の自立支援に関わる諸問題の検討、調査及び研究、提言等
- (4) 関係諸機関・団体との連絡調整・提携
- (5) その他、連絡協議会の目的達成に必要な事業

□実務者ミーティング

年2回開催

基調講演は生困事業の方向性を学ぶ回と
時流や先進的な課題を取り上げる回とを
交互に。

会員の関心の高いテーマを分科会設定。



千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク 第7回実務者ミーティング

この国は、社会構造や生活の変化により様々な問題が見え隠れしながら複雑化し続けています。生活困窮者自立支援制度に関わる私たち、多様な価値観と創造性に富んだ支援を課題に、困窮や生きづらさを抱える人たちとともに新たな地域社会の構築をめざして、日々奮闘しています。

今回は、厚生労働省 生活困窮者自立支援室の野崎室長をお招きし「地域共生社会」の構築と本制度の今後について学びます。好評の分科会が7つのテーマを用意しました。気になる問題を皆で語り下しましょう。きっと新たな可能性が見つかります。新人さんからベテランさんまでご参加をお待ちしています。

2019年7月7日(日) 参加費無料

対象者：千葉県内の生活困窮者支援に関わる行政担当者、委託事業の従事者、その他関連領域の関係者

プログラム	
12:30~13:00	受付
13:00~13:10	開会あいさつ
13:10~14:40	【基調講演】厚生労働省社会・援護局 生活困窮者自立支援室長 野崎 伸一 氏 「地域共生社会に向けた今後の取り組みと生活困窮者自立支援法の役割」
14:40~14:55	休憩・移動
14:55~16:15	分科会（第1分科会～第7分科会）
16:15~16:30	休憩・移動
16:30~17:00	まとめ・閉会

共催：千葉県・千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク
一般社団法人ひとくらしサポートネットちば

後援（予定）：千葉県弁護士会・千葉県社会福祉協議会・千葉県中央地域生活支援センター連合協議会

◆◆◆◆◆ 基調講演 ◆◆◆◆◆

「地域共生社会に向けた今後の取り組みと生活困窮者自立支援法の役割」

厚生労働省社会・援護局 生活困窮者自立支援室長

野崎 伸一 氏

厚生労働省は、社会構造の変化や人口減少に伴う地域社会存続の危機などを背景に、地域共生社会づくりに向けた改革の方針性を示し、社会福祉法の改正などを進めてきています。今後、その取り組みはどのように進展していくのか、生活困窮者自立支援法には何が求められていくのか。今回の実務者 MT では、厚生労働省の野崎伸一・生活困窮者自立支援室長を講師に迎え、各市町村行政を中心に進められていく包括的な支援体制づくりにおいて、困難を抱える相談者と日々接する現場にいる私たちが選らざるに役割を果たしていくことができるよう、地域共生社会づくりに向けた政策の展望や課題を伺います。

【分科会】

希望の分科会を、ひとつ選んでお申込みください。

①基調講演講師を囲んで

地域共生社会の実現に向け、大きく動き出そうとしている今、現場の私たちには何が求められ、どこに向かうべきなのか？
基調講演講師の野崎室長を囲んで、地域共生社会と生活困窮者自立支援制度の今後について意見交換をしましょう！

②当事者の体験から

困窮に陥ったとき、人はどんな思いを抱くのでしょうか？支援者の対応は、どんなふうに見えるのでしょうか？
本制度は彼らの生活再建に役立っているのでしょうか？
本制度を利用した経験者の話を聴き、自分たちの支援の振り返りにつなげます。
(ゲストスピーカー調整中)

⑤ひきこもり～就労(準備)支援へパートII

8050の当事者の就労支援ってどんな支援していますか、20～30代で困り感の少ない本人は就労支援を希望していますか等々、今回は「ひきこもり相談から就労支援」という視点で一緒に考えましょう。

③外国人支援

2月の実務者 MT でテーマに取り上げた「外国人支援」は、アンケートで継続を望む声が多岐、寄せられました。
そこで、今回は分科会として継続し、法テラス千葉法律事務所の野原敦利弁護士をお招きして事例検討を実施します。事例提供者も募集しますので、奮ってご参加ください。

⑥居住

「居住」分科会では、これまで居住支援の実践者、居住支援協議会担当者等を招いて県内の居住支援の実態について学びながら、長野県や鹿児島県の居住支援の施策について情報交換をしてきました。私たちは千葉県のネットワークを築って居住支援の仕組みをどのように作っていくことが出来るのか、明日に向かって意見交換します。

④主任の部屋

制度施行5年目、相談内容が複雑化しつつある中で、職員のスキル向上や人員の確保といった課題にぶつかることも。事業期間も直営や委託…と様々な、各自自治体の独自性とはいうものの主任って孤独じゃないですか？主任同士の交流や情報交換の場として主任の部屋をOPENします☆

⑦困難事例（児童虐待・家庭支援）

昨今、児童・家庭に関する事件が続いているが、これは私たちにあって、対岸の火事ではない。複雑に絡みあった課題を抱える家庭（子や親）に対して、どう支援していけばよいか、皆さんの経験と知恵を共有し、家庭へのアプローチのヒントを見つけよう。

□初任者研修（県独自） ・ 従事者研修（後期研修）



県と一緒に
企画を練り
講師も引き受ける



□広報・情報提供

ちこネットニュースの発行

支援に役立つセミナーやシンポジウム、地域の行事などのお役立ち情報をメールで配信



ちこネットってなんだ?! ~ごあいさつ~
千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク 会長 大戸 優子
(いちほら生活相談サポートセンター センター長・主任相談員)

会員の皆さま、ご関係の皆さまには、日頃より「ちこネット」の活動に多大なるご支援をいただき、誠にありがとうございます。一方で「ちこネット」という団体名を始末に耳にされた方もいらっしゃるかもしれません。

「ちこネット」は、正式名称を「千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク」とさせていただきます。

平成27年4月、生活困窮者自立支援法の施行により「生活困窮者自立支援制度」を理念とする生活困窮者自立支援制度が全国でスタートしました。この制度は、生活困窮者に対する支援が必要となる分野の多さや手続の煩雑さなど、高い支援を実現するためには「支援者による支援」が不可欠です。有志とともに、平成28年10月に立ち上げたのが「ちこネット」です。現在、貧困問題に取り組むボランティアなどにも会員になっていただいています。一人ひとりの活動を応援し、支え合えるよう努めます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

令和元年度 生活困窮者自立支援実務者研修

ちこネットが「千葉県生活困窮者自立支援制度従事者研修」の運営に協力する。は新任者研修も加わり、それぞれ2日間の研修を5月と12月に実施していただき、協賛会・中核地域生活支援センター連絡協議会・ちこネットの4者で企画し、毎月1回のちこネット運営会議の中で今年の研修内容について協議が及びました。厚労省に依頼して「先進的な取り組みを行っている自治体で事例検討をやる」といふアイディアが飛び交い、あっという間にプログラムは包括的な支援体制の構築に向けたシステムづくりを中心とした講義形式、2日間の研修をお願いし、ライブの事例検討をグループワーク形式で行いました。

個別支援が業務の大半を占める参加者にとって、包括的な支援体制の話題が現実的でしたが、地域全体で包括的な支援システムを作っていくという視点をどうしても持つ「地域共生社会の実現のために自分たちはどう貢献できるのか、なんとなく見えてきた」と、研修を終えていつも思うのは、研修によって学ばせてもらったのは「実は私ごと」です。研修を企画するプロセスの中で議論し、アウトプットする。その過程が思考をアツク生活困窮者自立支援制度に関わる私たちみんなが、自分事として学び合いながら地域の中での学びをまた共有して深めていく。そうやって繋がりが増えていく。ちこネットが



□関係機関との連携

日頃からの様々な機関・団体と連携を図っているほか、以下は、要請を受けてちこネットとして外部会議に委員を選出・推薦しているもの。生活困窮の県内の代表的な団体として認知されている。

千葉県すまいづくり協議会 居住支援部会
千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議
千葉県子どもの貧困対策推進計画 気づきのためのチェックシート検討会
千葉県社会福祉協議会 評議員会
千葉県社会福祉協議会 政策調整委員会
フードバンクちば 運営検討会議
NPO法人ちばこどもおうえんだん 理事
NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば 理事

3. コロナ禍のちこネット

- 実務者ミーティングの中止など、ちこネットの活動にも様々な制約が。
- 中核センター連絡協議会、弁護士会と協力して、外国人の相談者に対応するため、住居確保給付金の説明資料や申請書の翻訳版(5か国語)を作成。会員に配付。
- オンラインミーティングの開催。
 - 現場の状況や悩みを共有。

4. 成果と課題

□成果

1. 支援者を支える場や仕組みができたこと

⇒支援者どうしの共感と支援ノウハウの共有、現場の質（意欲、スキル）の維持と向上

- ・実務者ミーティングや研修の開催
- ・課題に応じた部会の設置（就労準備と家計改善は設置済）
- ・顔の見える関係づくりと日常的な情報交換
- ・台風被害やコロナ禍などの危機的状況へのバックアップ
- ・自分や自分の地域の実践の「現在地／強みと弱み／目指したい取り組み」を知る

2. 広域の他団体との協働がしやすい

⇒市町村域を超えた広域の重層的なネットワークの構築へ

⇒様々な人や団体が繋がりあい、それぞれの強みを発揮できる

教育、司法、労働、居住などの様々な分野とのつながり

ちこネットの活動と性質

階層	性質	具体的活動内容
2階	公的活動 公共性、専門性 業務（人により例外あり） 先方負担（報酬・実費弁償）	<ul style="list-style-type: none"> ■従事者養成研修協力 <ul style="list-style-type: none"> ①研修委員会を中心とした企画運営 ②講師・ファシリテーター派遣 ■外部機関への参画・派遣 <ul style="list-style-type: none"> 委員等の推薦（組織運営・会議・WG等）
1.5階	自主活動 公共性、広汎性 業務・業務外混在 自己資金（会費・参加費）	<ul style="list-style-type: none"> ○実務者ミーティング ○専門部会別オープンイベント <ul style="list-style-type: none"> ①就労支援部会 ②家計改善支援部会 ○課題別プロジェクト ○周知・啓発活動
1階	自主活動 業務・業務外混在 自己資金（会費）	<ul style="list-style-type: none"> ●運営委員会 ●専門部会（任意事業） <ul style="list-style-type: none"> ①就労支援部会 ②家計改善支援部会 ●他機関との協働作業（資料作成等） ●広報誌の発行（ちこネットニュース）

階層	性質	具体的活動内容
(横出し) ガレージ	自主活動 同好的 業務外 個人負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆アフターミーティング（懇親会） ◆県外視察

□課題

1. 自治体による制度理解の温度差に対する働きかけ

2. 組織運営のあり方の模索

- 職場によるネットワーク活動への理解の違い
- 「現場のリアル」を反映させるための機能的で柔軟な組織のあり方
- 従事者自身が必要性を感じて参加するネットワークであり続けるために

地域における救護施設を軸とした重層的支援のプラットフォーム構築を目指して

社会福祉法人 みなと寮
理事長 大西 豊美

1. はじめに「地域共生社会の実現に向けて ～救護施設の取り組み～」

救護施設は、現在全国で180余施設設置されている少数種別施設である。しかし、この施設は、憲法第25条および生活保護法に拠り、国民の生活を守り自立を助長する役割を担う重要なセーフティネット施設と位置付けられている。

救護施設に関わる私たちは、このことに加えて、そうした役割を担う救護施設こそが、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、生活困窮者自立支援制度等のさまざまな制度、関連する多機関、およびインフォーマルな資源等を活用し重層的な支援を行う上で、地域の核となり得る施設であると自認している。

救護施設は、これまでもそうした取り組みを行ってきた実績がある。平成28年の社会福祉法改正で、社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」が明文化されたが、救護施設の種別団体である全国救護施設協議会は、それを遡る平成25年から「救護施設として取り組むべき生活困窮者支援の行動指針」を打ち出し、全国津々浦々で地域に密着した社会貢献活動を展開している。

私たちが目指してきたのは、政策に重ねて言えば「地域共生社会の実現」である。

2. 法人、施設の概要

社会福祉法人みなと寮は、財団法人大阪港湾荷役改善協会の事業を引き継ぎ、昭和27年に大阪府から「更生施設みなと寮」の運営委託を受けたのが始まりである。以来、今日まで70年にわたり、保護施設と高齢者施設の運営を軸に、生活困窮者、高齢者の他、広く地域の人々の福祉の向上を目指し、制度の枠組みを越えて取り組んできた法人である。現在は、4つの救護施設、3つの特別養護老人ホームが、デイサービスセンター、地域包括支援センター、地域の社会福祉協議会との連合体で設置・運営する「生活困窮者自立相談支援事業」等と緊密に連携しながら、地域の福祉ニーズに密接に対応している。また、4つの救護施設はそれぞれの地域で「福祉総合相談窓口」を設置し、地域のさまざまな生活課題の解決支援に取り組んでいる。

救護施設千里寮は、それまで大阪市が市外の吹田市に設置運営していた救護施設を、当法人が平成13年に引き継いだものである。この翌年、新施設を建築・移転し現在に至っている。

もともと、千里寮の事業は当時大阪市内に溢れていたホームレス対策の意味合いが強かった。しかし、その後、施策や地域の福祉ニーズの変化により、地域移行・地域定着支援を求める声が高まったことを受けて、保護施設通所事業、救護施設居宅生活訓練事業を順次展開していった。これに加えて、近年では「地域における公益的な取組」の一環として、地域の生活困窮者の就

労支援や住宅確保要配慮者に対する居住支援にも精力的に取り組んでいる。また、救護施設千里寮では、吹田市社会福祉協議会とのJVで運営している生活困窮者自立相談支援事業や、当法人が設置した救護施設利用までには至らない要保護者のための日常生活支援住居施設の運営を、全面的にバックアップする体制も敷いている。

このように、現在の救護施設千里寮は、単に救護施設利用者の生活を守り自立を助長する役割に留まらず、幅広く地域の福祉ニーズを捉え、さまざまな支援を提供することを通じて地域社会に貢献することを目指している。

この中で、地域共生社会の実現に向けて救護施設の機能を活用できることのひとつは就労支援と居住支援であると思う。そこで、次に救護施設千里寮が取り組む就労支援と居住支援について報告したい。

3. 就労支援

救護施設での自立支援は「日常生活自立支援」「社会生活自立支援」及び「経済的自立支援」の三つに大別できる。

日常生活自立支援は、日常生活動作で自立できていないところを介助等の支援をしながら、可能な限り利用者の自立を目指すものである。また、社会生活自立支援は、日中活動等を通じて時間やルールを守る習慣を身につけ、他者と協調し円滑にコミュニケーションをとれるように支援するものである。この2つは、長年にわたるひきこもり生活等により、日常生活のリズムを崩し、規律ある生活ができなくなった生活困窮者が、その状態から脱却し就労を目指す就労準備支援事業にそのまま応用できる。

救護施設千里寮では、近隣のマンションの一角を借り上げ、平成28年8月から吹田市のプロポーザル事業として、就労準備支援事業の委託を受け実施している。目標は被支援者を認定就労訓練(中間的就労)あるいは一般就労に結び付けることである。この事業では、令和4年3月末までに70名が参加し、内21名が就職、3名が認定就労訓練へ移行した。

これに続く経済的自立支援では、誰にでもできる簡単な内職作業的なことから始め、トイレ、床などの共用部分の清掃等へとすすみ、さらに一般就労を目指すよう働きかけている。

こうした訓練を行う上で、福祉施設の日常業務は作業の宝庫である。これらを利用者の適性と目的に合わせて切り出すことにより様々な訓練を行っている。

次に、認定訓練事業について紹介したい。千里寮は、平成27年に大阪府から就労訓練事業所として認定を受けた。この事業には、非雇用型と雇用型の2種類がある。このうち、非雇用型は、賃金、食事、交通費は支給しないことになっているが、利用者の参加に向けたインセンティブを高めるため、社会貢献の一環として施設でこれらの費用を負担し、支給している。

この事業は、平成27年6月から開始し、令和4年3月末までに32名が参加した。この内21

名が就職、3名が別の支援機関へ移行、4名が療養のため中止となっている。

就労支援メニューは、施設内外の共用部分の清掃、寝具の準備、ビジネスマナーの習得、千里ファーム(畑)での農作業、ボランティア活動などである。なお、農作業とボランティア活動は、就労準備支援と就労訓練および保護施設通所事業合同でそれぞれ週1回ずつ実施している。

千里ファームでは地域の子供会と合同で「親子農業体験教室」を実施し、季節の野菜を収穫する機会を提供している。参加者からは「和やかなひとときを親子で満喫できた」と好評をいただいている。

さらに、ボランティア活動として、定例の地域清掃以外に地元自治会から要請を受けて、地域内の児童公園8カ所の草刈り、清掃作業を実施している。さらに地元小学校の通学路の植栽の手入れも行っている。

4. 居住支援

少し前まで、救護施設には「終の棲家」的な側面が色濃く残っていた。しかし、現在では循環型施設として入所者の地域移行を活発にすすめるようになっていく。

利用者の地域移行に際しては、まず安住できる住居を確保しなければならない。そのために、多くの救護施設では地元の信頼できる優良な不動産事業者と連携し、利用者の希望・要望に少しでも沿える物件探しに尽力している。このことは、とりもなおさず救護施設が地域の住宅確保要配慮者に対する居住支援事業にすぐに応用できるノウハウをすでに備えているということでもある。

社会福祉法人みなと寮もこうしたノウハウを活かして、平成29年10月に「新たな住宅セーフティーネット制度」が創設されるや、いち早く登録申請し、翌年2月には居住支援法人として大阪府から認定を受けた。これを受けて、救護施設千里寮が拠点となり住居確保要援護者のサポートを開始した。

支援内容は、入居前相談から始まり、不動産店舗・対象物件見学同行、契約手続き補助、引っ越しサポート、そして入居後安定するまでの定期訪問や健康、生活、困り事の相談支援などである。これらの支援は、もちろん無償である。

この事業の、平成30年4月スタートから令和4年3月までの期間における相談者数は、男性107名、女性116名で、実際に入居まで支援した数は、男性19件、女性18件、延べ支援回数は男・女合わせて1,427回であった。

なお、この居住支援事業については国の後押しもあり、各自治体で居住支援協議会を設立する動きがあるものの、要になる事務局を担う法人が見つからず前に進んでいないのが現状である。

このことは、救護施設千里寮が所在する吹田市でも同様の状態である。現在、地元の社会福祉協議会をはじめとして、他の社会福祉法人、不動産関連団体等と連携を図り、当施設が事務局機能を担うことでなんとか居住支援協議会が設立できないか、模索しているところである。

5. 地域における救護施設を軸とした重層的支援のプラットフォーム構築を目指して

上記3. 4. で述べた事業を含む救護施設千里寮の現時点での取り組み、そして近い将来のあり方を「地域共生社会の実現」「重層的支援の実施」をキーワードに俯瞰すると図のようになる。

図「地域における救護施設を軸とした重層的支援のプラットフォーム構築を目指して」は、最後のセーフティネット施設である救護施設千里寮が地域共生社会のボトムラインをプラットフォームとして支えながら、右側の「地域で住まうこと」と、左側の「地域で働くこと」の双方で、自立に向かう鍵となる事業を展開している状態を示している。救護施設千里寮が展開する事業を活用・通過して、自立した居住や就労へと移っていくイメージである。

まず図の中心は、もちろん「地域住民」である。その中に生活しづらさを感じている人(生活困窮者)が含まれている。

生活困窮者は、福祉事務所や救護施設千里寮が設置している総合相談窓口で現状を相談する。相談に訪れることが無い人には、民生児童委員等を含む地域の多職種多機関の連携や、施設が独自にアウトリーチすることによってその存在を把握し必要なアプローチを行うことになる。そのために、専任の地域移行定着支援員と居住支援専門員を配置している。

相談を受けた結果、生活保護法での対応が必要な場合は福祉事務所が支援を行うことになる。そのうち、救護施設千里寮の利用が適当とされた方は入所措置になる。

救護施設千里寮の入所者については、本人の状態を施設がアセスメントし、個別支援計画を作成する。個別支援計画は本人の同意を得て支援に移される。この際、現在は必要に応じて福祉事務所とも個別支援計画の内容を共有している。今後は、利用者の同意を得る前(計画案の段階で)に福祉事務所と方針や支援内容を協議する必要も出てくると思う。

施設では、個別支援計画に基づいて支援を実施し、それについてモニタリングと必要なタイミングでアセスメントを行いながら自立に向けた支援を続ける。アセスメントの結果、地域移行が見込まれる段階になったら救護施設居宅生活訓練事業を利用して、地域生活に向けたアセスメントと具体的なトレーニングを行う。

退所する際は、まず生活の拠点を地域に移し、そこで安定して暮らすことができるようになってから、段階的に就労に向けて動くケースがほとんどである。

退所時は、地域のアパート等で単身生活を始めるが、日中は保護施設通所事業を利用して日常生活全般の支援を継続するケースが多い。この時、万一地域生活で心身の調子を崩した場合(例 不眠など生活リズムの乱れ、精神科薬の断薬など)は、一時入所事業で安定を取り戻した上で地域生活を再開する等の支援も行う。

地域生活が安定してきたらハローワーク等に同行する等して就職を支援し、就業後は就労支援を行う。所期の支援目標を達成したら、次の支援機関にリファーして支援を終了する。

地域には救護施設千里寮の利用にはならない方で、支援が必要な方もいる。

まず、生活困窮者自立支援制度を利用する方は、生活困窮者自立相談支援で相談支援や就労支援を受けることになる。ここで就労準備支援事業、認定就労訓練事業の利用が必要とされ本人が希望された場合に向けて、救護施設千里寮ではそれらの事業を行っている。提供している業務は本人の特性、希望等によりさまざまである。これらの事業を経て一般企業・事業所への就業に結びつける。

一方で、住居確保と生活の維持に支援が必要な方もいる。救護施設千里寮では住居確保に支援が必要な方に向けて住居確保要配慮者居住支援法人が支援を提供している。また、低廉な住居で一定の生活支援が必要な方に向けては、日常生活支援住居施設での支援が行えるようになっている。この日常生活支援住居施設では、個別支援計画に基づいた支援を提供している。

当地大阪で特筆すべきは「大阪しあわせネットワーク」である。大阪しあわせネットワークは、大阪府内の社会福祉法人・社会福祉施設が、それぞれの施設種別の特性や強みを活かして、総合生活相談と緊急・窮迫した生活困窮状況に対して現物給付による迅速な支援を行う「生活困窮者レスキュー事業」や、社会福祉法人が有する機能(福祉専門職員や福祉施設の活用など)を活かし、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労、障害者等の就労支援、子育て支援、困窮世帯の児童に対する学習支援など、様々な地域貢献事業を行っている。このうち、生活困窮者レスキュー事業では、今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまった、失業、介護、障がい、虐待やDVなど、様々な”生活SOS”に対応して各種制度やサービスにつないで生活の安定をはかるとともに、緊急を要する場合は、食材の提供など経済的援助(現物給付)を行っている。地域のニーズをこの事業に繋げるのも救護施設千里寮の役目である。

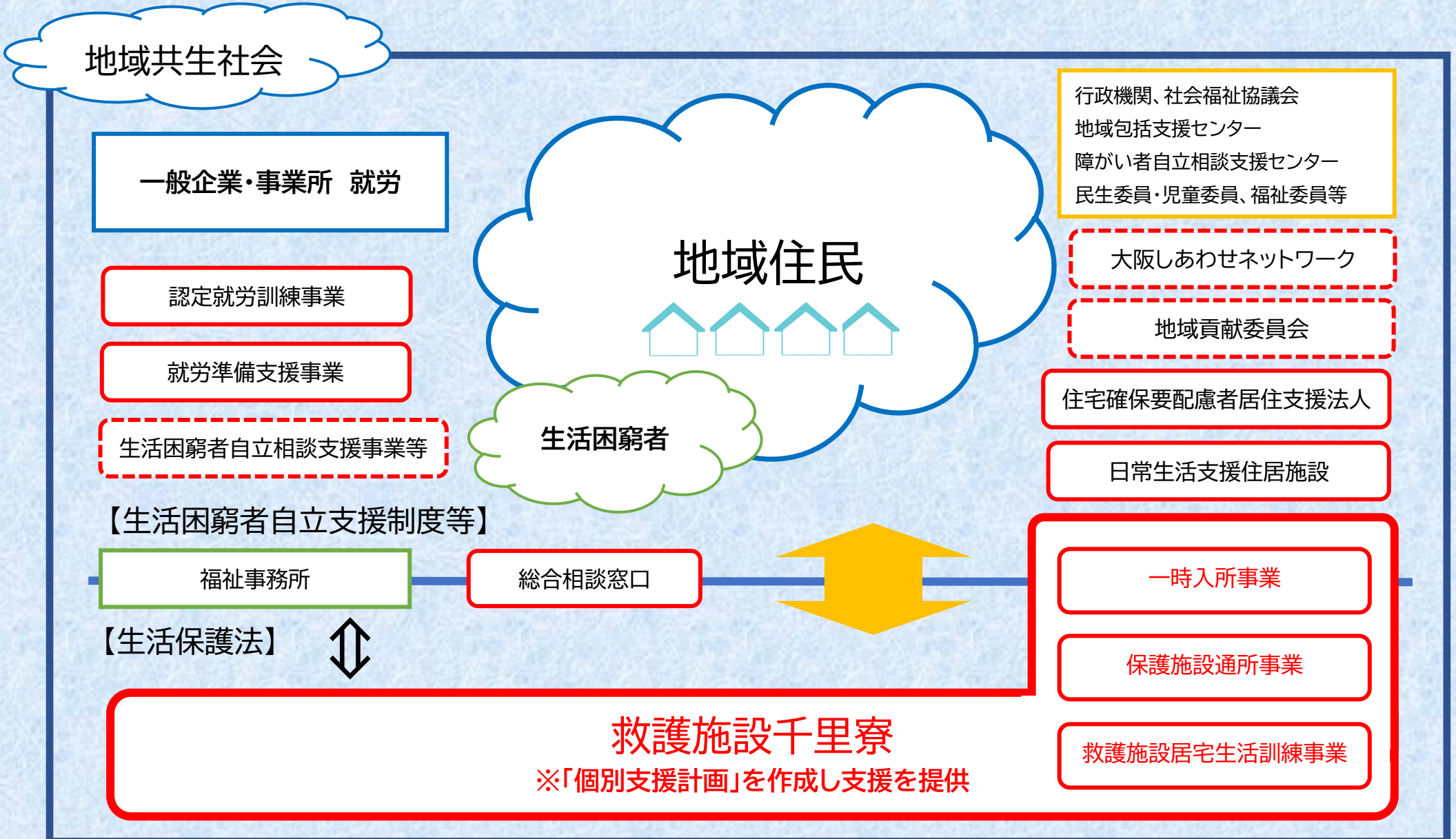
この他、救護施設千里寮では、地域の行政機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者自立相談支援センター等と連携して、ニーズの把握と支援の提供を行っている。

目下の課題は、自分自身では生活しづらさを感じていないが実際には課題を抱えている方をどのように把握し支援につなげるかである。ニーズの把握方法やネットワークのあり方について実践から得られた知見を活かして考えたいと思っている。



地域における救護施設を軸とした重層的支援のプラットフォーム構築を目指して

(地域共生社会の実現に向けた救護施設千里寮の取り組みの概念図)



社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第 18 回）への意見

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター 生水裕美

（資料 1 「居住支援のあり方について」住居確保給付金）

居住の問題は「生きることの包括的支援」としての自殺対策に資するところから以下意見を述べます。

①再支給の制限に係る適用除外の拡大

○生活困窮者自立支援法施行規則

（再支給の制限）

第十六条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、**解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)**その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合又は第十二条第二項に規定する場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

上記は、住居確保給付金の再支給を制限する条文である。現在、「自己の責めに帰すべき理由によるものを除く」解雇（離職要件）については、再支給制限の除外となっている。

しかし、「個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらない」で給与その他の業務上の収入を得る機会が減少した者（休業等減収要件）については、再支給が制限されている状況である。（一般のコロナ禍においては、特例措置（R4.8.31 まで）により 3 ヶ月のみ再支給が可能となっはいる。）

現在も続いているコロナ禍をはじめ、今後も起こりうる社会的な要因（＝「自己の責めに帰すべき理由によるものを除く」要因）で減収する者についても、特例措置ではなく本則の制度として、再支給が制限されないことを求める。

②収入算定基準の整理・見直し

現在、住居確保給付金の支給審査に際して、定められている「収入の限度額」を構成している 1 つが、「基準額」と呼ばれるものである。この「基準額」は、

申請日の属する年度(申請日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者の収入の額を十二で除して得た額

となっており（生活困窮者自立支援法施行規則）、その根拠には、

「地方税法の規定による市町村民税が課されていない者の収入の額（＝市町村民税の均等割非課税となる額）」が使われている。

住居確保給付金の条件として使っている収入限度額の基礎は地方税法に規定する市町村民税であるのだから、支給審査において「算定する収入の範囲」も地方税法のそれと同じにするべきであると考え。

ここで、**非課税所得**となるものは、次項のようなものがあるが、これらのようなものを算定しない収入として整理・見直しすることを求める。

●非課税所得となるもの（例）

所得税法の規定によるもの

- (1) 年利 1 パーセント以下の当座預金の利子
- (2) 傷病者や遺族などが受ける恩給、年金（障害年金、遺族年金）
- (3) 給与所得者の出張旅費など
- (4) 給与所得者の通勤手当
- (5) 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得（相続税や贈与税の対象となります。）
- (6) 損害保険金、損害賠償金、慰謝料などで次に掲げるもの
 - ・ 身体の障害に基因して支払いを受けるもの
 - ・ 資産の障害に基因して支払いを受けるもの及び不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害について支払を受けるもの
 - ・ 加害者以外の者から受ける災害見舞金
 - ・ その他上記に類するもの など

その他の法令の規定によるもの

- (1) 健康保険の保険給付
- (2) 厚生年金保険の保険給付（※老齢厚生年金、通算老齢厚生年金、脱退手当金は課税対象）
- (3) 雇用保険の失業給付
- (4) 生活保護法の規定により支給を受ける保護金品
- (5) 児童福祉法の規定により支給を受ける金品
- (6) 国民健康保険の保険給付
- (7) 介護保険の保険給付
- (8) 児童手当**
- (9) 児童扶養手当** など

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」における職業訓練受講給付金においては、児童手当、児童扶養手当は算定対象外となっている。

特に、児童を養育している家庭の生活の安定や児童の健全な育成に寄与するべく支給されている「児童手当」「児童扶養手当」について、収入算定することで住居確保給付金が受けられないという声が、少なからず現場の声としてあがっている。上欄赤枠中にある、「職業訓練受講給付金」には収入算定されないという制度間のアンバランスともあいまって、以前より課題として捉えられていた。

そこで野洲市では、令和 2 年度のコロナ禍において、国の交付金を活用し、5 つの生活支援緊急給付金を実施したが、その中の 1 つで「野洲市住居を確保するための生活支援緊急給付金」というものを創設した。これは国の住居確保給付金の仕組みをベースに創設したもので、令和 2 年当時において、コロナ禍の影響で住居喪失の恐れがありながら、様々な理由で住居確保給付金を受けることができなかった層に焦点をあて、国の制度より対象要件を緩和（横出し）したものであった。

その結果として、限定された申請期間（令和 2 年 5 月～12 月末）ではあったが、12 件の支給（全て女性）が決定され、より広い範囲で住居の確保に資することができた。このうち 8 件が「児童手当」「児童扶養手当」を収入算定しないことによって支給が可能となった件数である（参考資料①野洲市住居を確保するための生活支援緊急給付金の実績と特徴）。

この実績からも、コロナ禍で非正規雇用労働者が多いといわれる女性が影響を大きく受けていることがわかり、自殺総合対策の推進に関する有識者会議報告書（令和 4 年 4 月 15 日）において提言

されている「コロナ禍における女性支援」の重要性を表している。

以上のことから、特に「児童手当」「児童扶養手当」を収入として算定しないこと求めるものである。

③職業訓練受講給付金との併給について

○生活困窮者自立支援法施行規則

(調整)

第十八条 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

上記は、住居確保給付金の併給調整に関する条文である。(ただし現在は、施行規則改正により、令和4年8月末申請分まで、住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給について可能としている。)

住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給については、以下の観点から特例措置ではなく本則の制度として、併給が制限されないことを求める。

① 雇用保険とのアンバランス

現在、雇用保険の失業給付については併給調整がかかっていない(収入算定はされる)。

② 前出の非課税所得との兼ね合い

雇用保険の失業給付も職業訓練受講給付金も非課税の取扱いである。

③ 住居確保給付金の受給水準の多くは、職業訓練受講給付金の収入や資産要件の上限額と比べて、かなり低水準となっている。現に住居を喪失する恐れのあるものが、職業安定所の指示により職業訓練を受け、より安定した雇用を獲得することを実現しようとするにあたっては、職業訓練受講給付金のみで住居の確保と職業訓練中の安定した生活を実現するのは困難である。

併せて、求職者支援制度の緩和による特例措置については、令和5年3月末までとなっているが、これについても恒久的な制度とすることを求める。

*参考資料②特例措置を活用した住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給事例を参照。

■参考資料①野洲市住居を確保するための生活支援緊急給付金の実績と特徴

	住宅支援型給付金 (市独自制度)		住居確保給付金 (国制度)	
受付開始	5/1		年中	
受付終了	12月末		年中	
	決定件数	支給金額	件数	支給金額
4月		0	3世帯	24,600
5月	4世帯	35,700	4世帯	244,600
6月	3世帯	161,000	7世帯	307,600
7月	1世帯	161,000	3世帯	340,600
8月		171,300	4世帯	452,800
9月	2世帯	81,000	5世帯	460,100
10月		165,000	5世帯	573,200
11月		77,000	6世帯	452,500
12月	2世帯	35,800	5世帯	408,400
1月		42,900	3世帯	449,500
2月		42,900	5世帯	505,100
3月		7,100	7世帯	447,000
計	12世帯	980,700	57世帯	4,666,000
積算予算額	3,600,000		6,000,000	
執行率	27.24%		77.77%	
備考	1世帯1回限り 1決定3ヶ月支給 収入等により支給額変動 ※住居確保の適用不可が条件		のべ決定世帯数57世帯 (内約) 新規32世帯 延長15世帯 再延長8世帯 再々延長2世帯 ※支給予定分含	

	人数	比率
母子	9	75.00%
単身	1	8.33%
65歳以上	0	0.00%
その他生活困窮	2	16.67%
計	12	100.00%

国制度が受けられなかった事由	件数
児童手当等による収入超過	8
家賃滞納あり(滞納充分当不可)	1
住居確保給付金の支給実績あり	2
その他	1
計	12

事由別	全体
失業	1
減収	11
計	12

男女別	全体
男	0
女	12
計	12

相違点	住居確保給付金（国制度）	住宅支援型給付金（市制度）	効果
給付可否及び給付額算定に必要となる収入額の算定について	児童扶養手当、児童手当を収入に算定する。	児童扶養手当、児童手当を <u>収入に算定しない。</u> →給付が受けやすくなる	実績 8 世帯 ※収入算定しないことよ って支給可能となった数
他制度との併給規定	求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金と併給不可。 （住居確保給付金支給中の場合は停止となる。）	求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金との <u>併給を可能とする。また収入にも含まない。</u>	実績なし。 ※現在、特例にて併給可能
支給対象範囲	大学生・専門学校生等の学生は基本的に対象にならない。（生計維持者であることを求められる。）	大学生・専門学校生等の <u>学生も支給対象とする。</u> （市内に住居を賃借する者を要件とし、 <u>生計維持者を要件としない。</u> ）	実績なし。
再支給について	過去に住居確保給付金を受給したことがある場合、解雇の要件でない限り再支給はできない。	<u>過去に住居確保給付金を受給したことがある場合でも支給可能。</u> （ただし、本給付金の複数回受給は不可。）	実績 2 件。 ※現在、特例にて 3 ヶ月間のみ再支給可能。
支給方法	不動産媒介業者等が代理受領する。	申請者に直接支給する。	・事務手続の簡略化 ・クレジットカード支払の場合でも給付可能になった。 →後に国制度でも可能に。
家賃滞納	家賃の滞納分については充当不可。	家賃の滞納分について充当を可能とする。	実績 1 件。
（留意点）野洲市住居を確保するための生活支援緊急給付金支給要綱第 5 条第 2 項において、申請者が申請日において住居確保給付金の支給の要件に該当するときは、緊急給付金を支給しない、としている。			

参考資料②特例措置を活用した住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給事例

◎世帯構成

母（40歳代）、長女（20歳代）、次女（高校生）

◎相談概要（母からの相談）

- ・コロナ禍の影響を受けて給料が減少したため仕事を辞め派遣の仕事に就いたが、生活費に困っていたので給料は日払いにしている。長女もコロナ禍の影響を受け派遣を切られ失業。次女の進学にお金が必要で、家賃を支払うこともしんどい。転職かダブルワーク先を探したい。

◎支援プラン

⇒ 就労支援（母と長女）

日払いでは家計管理が難しいので、月給制の仕事を探すと同時に職業訓練の案内をする。

⇒ 生活費

特例貸付の申請をして日払いによる不安定な家計の基盤を整える。

* 緊急小口資金 20万円・総合支援資金 20万円×3ヶ月×3回 計 200万円

⇒ 住まいの安定

住居確保給付金の申請

◎結果

住居確保給付金により家賃滞納の不安が解消し、特例貸付によって日払い賃金の不安定な家計が安定した。これによって、職業訓練受講の意欲につながり、受講終了後は就労支援によって、母は非正規社員（月給制）、長女は正社員に就職し、住居確保給付金は再々延長や再支給することなく現在も安定した生活が送れている。

* 住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給可能が役立ったケースである。

◆支援の流れ（時系列）

令和2年9月	母がコロナ禍の影響を受けてパート先を退職し派遣の仕事に就く
令和2年12月	市役所の母子・父子自立支援プログラム策定員に相談する
令和2年12月	自立相談支援機関につながり住居確保給付金申請（12月、1月、2月受給） 母親、長女の就労支援を開始する
令和2年12月～	特例貸付の申請 緊急小口 20万円・総合支援資金 20万円×3ヶ月×3回 計 200万円
令和3年3月	次女の児童扶養手当（一部支給）が年齢到達のため終了
令和3年3月	住居確保給付金を延長申請（3月受給） 長女が求職者支援訓練受講（職業訓練受講給付金受給）したため、 住居確保給付金は併給不可のためストップする
令和3年3月	母が派遣会社を退職する
令和3年4月	母が4月開校 OA 事務基礎科受講（雇用保険の失業給付受給）する
令和3年6月	職業訓練受講給付金との併給可能を受けて、住居確保給付金受給再開 （延長分の6月、7月受給。再延長申請し8月受給）
令和3年8月	長女は正社員で就職決定、母は月給制の仕事に就職決定する
令和3年9月	世帯収入が住居確保給付金の上限を超えたため給付金を中止する

1. 「保護施設における現状と課題」について（資料1）

<生活保護施設の法的規定について>

第38条（抜粋：下線は報告者）

- 2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。
- 5 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。
- 6 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

第39条 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2（略）

- 3 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの。

- (1) 救護施設、更生施設は、平成16（2004）年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」における指摘を受けて、これまで、被保護者の自立支援を推進することを中心的な課題として、取り組みをすすめてきた。
- (2) 救護施設では、平成25（2013）年4月に全国救護施設協議会が「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を策定。その後、「第二次行動指針」（平成28年策定）、「第三次行動指針」（平成30年策定）を示し、「地域移行支援」「施設機能の活用促進」「循環型セーフティネット施設としての連携の強化」、「認定就労訓練の実施」等に積極的に取り組まれ、地域になくってはならない施設として貢献されている。
- (3) また、救護施設、更生施設では「個別支援計画」を策定し、利用者の人権や主体性を尊重し、生活保護における3つの自立概念をふまえた「自立支援」を展開している現状にある。
- (4) こうした現状を鑑みて、生活保護法第38条第3項の「養護及び生活指導を必要とする」という対象者規定の文言とともに、同法第39条第2項第3号の「利用者の適切な処遇」という文言を見直し、関係者の意見をふまえつつ、現状に即した用語や内容にすることをぜひご検討いただきたい。
- (5) なお、生活保護法による保護の実施要領において、「処遇」という用語は、平成20（2008）年3月に「援助」という用語に変更されている。（「処遇方針」が「援助方針」という用語に変更された。）

2. 生活困窮者自立支援制度における「人材養成研修のあり方」について (資料2)

- (1) 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の支援員・従事者に対する初任者研修は、国が企画立案の中核を担い、都道府県との協力のもと、修了証を発行する研修を実施してきた。「人が人を支援する制度」における人材養成は、事業を推進するための土台を築く極めて重要な取組みである。今後も人材養成研修は国が責任を持ち、都道府県への支援を行いながら、着実に、理念の実現ができる人材を養成していく必要がある。また、現任者を対象とした支援の質の向上のための階層別研修も不可欠であり、国のイニシアチブのもと実施していくことが望まれる。
- (2) 全国から支援者が集まる研修の場は、人材養成の場であると同時に、自治体担当者同士、支援者同士のネットワークの形成や、各地における取組みの現状や好事例を把握することに資する機会となる。研修が、単なる一方的な情報伝達の機会にとどまらないように、現在のような、参加型、アクティブラーニングをベースとした研修の継続が必要である。
- (3) 国研修受講者は、都道府県所管課担当者、研修企画立案実施担当者とともに、都道府県研修の「研修企画チーム」の構成メンバーとなり、国研修で習得したことを伝達し、都道府県における研修の企画実施に協力する役割を担っている。国研修受講者が、こうした役割を担っていることや、都道府県研修を「研修企画チーム」で企画実施していることが、各都道府県における人材養成研修の充実、体制強化につながっていることは、高く評価できる。
- (4) 現在研修を実施していない一時生活支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の支援員・従事者に対する研修についても、良質な支援が全国で展開されるよう、地域性をふまえつつも、支援の考え方や実施方法に大きな差異がないように、国による研修に早急に取り組むことが求められる。

3. 生活保護制度における「人材養成研修のあり方」について (資料3)

- (1) 生活保護制度における人材養成研修は、都道府県・政令市が、新任者および現任者への研修の中核を担っている現状がある。(国による研修は、毎年、ケースワーカー約 300 人、就労支援員約 200 人、査察指導員約 300 人、日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者等約 200 人に対して実施されているが、参加できる職員は限られている。)
- (2) 都道府県・政令市における研修を充実させるためには、人材養成のための指針の策定、職種別の標準的な研修プログラムの作成、研修担当者のための研修の実施、活用可能な研修教材(動画・資料)の整備が必要となる。
- (3) 研修教材や、相談援助の充実の一助となる「手引き」等は、厚生労働省保護課においてこれまで複数作成されてきた。<例「自立支援の手引き(平成 19 年度)」、「生活保護に係る面接相談業務に関する研修用映像(平成 19 年度)」、「自立支援に関する研修の手引き(平成 21 年度)」、「生活保護における相談対応の手引き(平成 21 年度)」、「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業 研修教材の説明書・研修教材(平成 30 年度)」>しかしながら、こうした成果物は、必ずしも活用されないまま、現在に至っているものと思われる。作成した手引きや教材をアップデートするとともに、それらを活用した研修が、自治体、福祉事務所で実施できるようにするための仕組みづくりが急務である。
- (4) いずれの職種に対しても研修の充実が求められるが、特に査察指導員に対する研修は、国、都道府県において、可能な限り新任者のすべてが参加できる形で実施されることが望まれる。 以上